

砂 利 採 取 法 運 用 要 領

第 1 章 総 則

1 目 的

この要領は、砂利採取法（昭和43年法律第74号）に基づく砂利採取業者の登録、砂利採取計画の認可その他の事務（土木部所管に係るものを除く。）の取扱いに関し、主要事項を整理し、その適正かつ円滑な処理を図ることを目的とする。

2 用 語

この要領において使用する用語は、次の例による。

- （１） 法とは、「砂利採取法」をいう。
- （２） 施行令とは、「砂利採取法施行令（昭和43年政令第241号）」をいう。
- （３） 登録規則とは、「砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）」をいう。
- （４） 採取計画規則とは、「砂利の採取計画等に関する規則（昭和43年通商産業省令・建設省令第1号）」をいう。
- （５） 認可要項とは、「茨城県砂利採取計画の認可に関する要項」をいう。
- （６） 条例とは、「茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第9号）」をいう。
- （７） 連絡協議会とは、「茨城県地下資源等連絡協議会」をいう。
- （８） 登録業者とは、本県において法第3条の規定により茨城県知事「（以下「知事」という。）から砂利採取業者の登録を受けた砂利採取業者をいう。
- （９） 認可業者とは、登録業者であって法第16条の規定により知事から採取計画の認可を受けた者をいう。

3 砂利採取業の定義

砂利採取業とは、砂利（砂及び玉石を含む。以下同じ。）の採取（洗浄を含む。以下同じ。）を行う事業をいう。（法第2条）

4 事務等の取扱機関

砂利採取法の施行に係る事務は、産業戦略部技術振興局技術革新課（以下「本課」という。）並びに各県民センター環境・保安課、県北県民センター日立商工労働センター（以下「県民センター」という。）において行う。

5 取扱事務

- （１） 本課
 - ① 法第3条の規定による砂利採取業者の登録に関すること。
 - ② 法第15条の規定による砂利採取業務主任者試験の実施（登録規則第10条に規定する砂利採取業務主任者受験願書（様式第7号）の受理を含む）及び登録規則第

11条に規定する合格証の交付に関すること。

- ③ 県央地域(水戸市・笠間市・ひたちなか市・那珂市・小美玉市・茨城町・大洗町・城里町・東海村)の法第16条の規定による採取計画の認可に関すること。
- ④ 採取場の所在地を管轄する県民センターが複数である場合又は採取場が他県にまたがる場合の採取計画の認可に関すること。(この場合、第4章及び第7章中の「県民センター」とあるのは、「本課」に読み替えるものとする。)

(2) 県民センター

- ① 法第16条の規定による採取計画の認可に関すること。(本課の所管に係るものを除く。)
- ② 登録規則第10条に規定する砂利採取業務主任者受験願書の受理に関すること。

6 様式

- (1) 砂利採取業者の登録、砂利採取計画の認可等の手続きに係る諸様式については、規則で定められたもののほかは、この要領において定める。
- (2) この要領には登録規則及び採取計画規則で定められた様式を再掲載するが、その様式の番号はこの要領独自に付するもので、様式上部に「様式第○号(○○規則第○条)」と表示する。
- (3) 各種様式の用紙の大きさは、特に定めのない限り日本工業規格A4とする。

第2章 砂利採取業者の登録

7 登録

- (1) 登録先
茨城県内で砂利採取業を行おうとする者は、法第3条の規定により知事の登録を受けなければならない。
- (2) 登録の申請(登録申請手数料……条例第2条別表第1または別表第1の2の右欄)
砂利採取業者の登録を受けようとする者は、「砂利採取業者登録申請書(様式第1号)」に、別表1に掲げる書面等を添付して申請しなければならない。
なお、申請にあたっては受取希望申請書(様式第27号)を併せて提出しなければならない。
- (3) 登録の通知
知事は、法第5条第1項の規定により砂利採取業者登録簿(以下「登録簿」という。)に登録をしたときは、同条第2項の規定により「砂利採取業者登録通知書(様式第2号)」を遅滞なく申請者に通知する。
また、法第6条第1項に規定する拒否要件に該当するため登録を拒否した場合は、同条第2項の規定により「砂利採取業者の登録拒否について(様式第3号)」を遅滞なく申請者に通知する。

8 登録の変更等

(1) 砂利採取業承継届

法第8条第1項の規定により登録業者の地位を継承した者は、同条第2項の規定により登録規則第4条第1項に規定する「砂利採取業者承継届書」を同条第2項各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

(2) 登録事項変更届

登録業者は、法第4条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは法第9条第1項の規定により「登録事項変更届書（様式第4号）」に、別表2に掲げる書面等のうち該当する書面等を添付して提出しなければならない。

(3) 登録簿の変更

知事は、登録事項のうち変更のあった部分について登録簿を変更する。

9 砂利採取業の廃止

(1) 砂利採取業廃止届

登録業者は、茨城県内において砂利採取業を廃止したときは、法第10条の規定により「砂利採取業廃止届書（様式第5号）」を提出し、併せて砂利採取業者登録通知書を返納しなければならない。

(2) 登録の取消処分等

知事は、登録業者に対して法第12条の規定により登録の取消し又は事業の停止の処分をしようとするときは、法第38条の規定により公開による聴聞を行ったうえで、「登録の取消し（停止）通知書（様式第6号）」により当該処分に係る者に通知する。

(3) 登録の消除

知事は、登録業者が登録の効力を失ったときには、直ちに登録簿から消除する。

10 砂利採取業務主任者試験等

(1) 試験（試験手数料……条例第2条別表第1または別表第1の2の右欄）

砂利採取業務主任者試験の日程等については、知事の定める方法により公告する。

試験を受けようとする者は、「受験願書（様式第7号）」に写真を添付し、本課または県民センターへ申請しなければならない。

なお、申請にあたっては受取希望申請書（様式第27号）を併せて提出しなければならない。

(2) 合格証の交付

① 知事は、(1)の試験合格者に対しては、登録規則第11条に規定する「合格証」を交付する。

② 当該合格証を紛失・汚損した者は、「再交付申請書（様式第8号）」に写真を添付して再度申請することができる。

なお、再交付申請にあたっては受取希望申請書（様式第27号）を併せて提出しなければならない。

第3章 採取計画の認可等

11 採取計画の認可等

- (1) 採取計画認可申請（認可申請手数料……条例第2条別表第1または別表第1の2の右欄）

法第16条の規定により採取計画の認可申請を行おうとする者は、「砂利採取計画認可申請及び変更手続き要領」に基づき「採取計画認可申請書（様式第9号）」を作成し、必要書類を添付のうえ提出しなければならない。なお、原則として認可申請は所属する協同組合、当該組合の組合員又は当該組合に所属しない登録業者との共同申請であること。（この共同申請者は、認可業者と共同して砂利採取を行うという趣旨ではなく、砂利採取跡地の適正な埋め戻しを保証する者として申請させるものである。）

また、本課へ当該申請を行なうにあたっては受取希望申請書（様式第27号）を併せて提出しなければならない。

認可申請については、次の事項に留意する必要がある。

① 砂利の採取

砂利の採取を行わず、砂利の洗浄のみを行う者も、採取計画の認可を必要とする。

② 砂利採取場

ア 砂利の採取を行う場所をいい、国有地、民有地、自己所有地の如何を問わない。他の法令により許可・認可等を要する土地については、その許可・認可等と本法による認可が必要である。

イ 砂利採取場の地理的な範囲は、原則として砂利を採取する場所と同一敷地の範囲であるが、砂利採取場の中を公道が通っている場合等社会通念上一体としてみなされるものであれば、一つの採取場として取り扱うことができる。

(2) 申請の処理期間

認可申請がなされた場合の処理については、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「手続法」という。）、行政手続法施行令（平成6年政令第265号。）及び茨城県行政手続条例（平成7年度茨城県条例第5号以下「手続条例」という。）によるほか、特に次の点に留意して処理する。

認可申請書が提出先に到達した日（申請書が物理的に到達した日をいい、受付印の押印等当該機関が受領した旨の意思表示をした日ではない。）の翌日から起算して認可等の処分を行うまでの期間（以下「標準処理期間」という。）を60日としたので、この期間内に申請内容の審査、その他必要な手続きを行い、迅速に認可又は不認可の処分を行う。

なお、標準処理期間には次の期間は含まれない。

- ① 茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条第1項に規定する県の休日。
- ② 申請の形式上の不備の是正等を求める補正に要する期間。
- ③ 申請の処理の途中で、申請者が申請内容を訂正するために必要とする期間。

ただし、当該訂正が申請の審査等に影響する場合は、訂正があった日を認可

申請書が到達した日とみなす。

- ④ 審査のために必要な資料等を求めてから提出されるまでの期間。

(3) 申請書の審査等

法第19条の規定による認可の基準及び「認可要項」に照らし、特に次の点に留意し審査する。

- ① 採取計画が法第19条の規定に定める認可の基準に適合しているか。
- ② 採取計画の砂利採取跡地の埋戻し及び災害防止について、「認可要項」に適合しているか、特に③から⑥について留意すること。
- ③ 現地の状況を確認のうえ、判断すること。
- ④ 採取跡地を埋戻しする場合に埋戻し土砂が十分確保されているか。
- ⑤ 埋戻しをしない計画の場合には、付近の状況から判断して適当か、他法令に抵触しないか、また災害防止上適切か。
- ⑥ 建設発生土及び浚渫土により埋め戻す場合は、「砂利採取場における採取地の埋め戻し基準」に適合しているか。

(4) 認可の期間等

- ① 採取の期間

採取及び洗浄の期間は「砂利採取計画認可申請及び変更手続き要項」に定める。

- ② 掘削深、保安距離等の基準については「認可要項」に定める。

(5) 他法令との連絡調整

採取計画の認可に当たって、他の法令の許可・認可その他の処分を受けることを必要とするものについては、採取計画規則第3条第2項第8号の規定により、これらの処分またはその手続きが先行するので、あらかじめ申請者に対し各法令の処分を受けるよう指導する。その確認については、申請書に添付された書面だけでなく他の行政庁と相互に連絡調整を十分に行うこととし、この連絡調整は、原則として「連絡協議会」（茨城県地下資源等連絡協議会要項を参照のこと。）において行うものとするが、同協議会提案以前にも必要に応じて行うこと。

なお、採取計画の認可日と他の法令の許可、認可その他の処分日は原則として同一にする。

(6) 関係機関への通報及び意見の照会

採取計画の認可申請又は変更認可申請があったときは、法第36条第4項の規定により関係市町村に通報しなければならない。申請書の形式審査が終了したときは、直ちに関係市町村長に対し「砂利採取計画認可（変更）申請に関する通報（様式第10号）」によりし、その意見を求める。また、土木（工事）事務所長に対しても市町村長に準じ措置する。

(7) 現地調査

- ① 採取計画の審査にあたっては、原則として2人以上の職員（県職員2名以上の調査が困難な場合は市町村職員の同行を求める）により砂利採取計画現地調査表（様式第11号）に基づく現地調査を行う。
- ② 現地調査を実施した際に、現況が農地と思われる土地については各農林事務所農地法の適用の有無について確認する。

- ③ 採取予定地が民家等に隣接するなど、地域住民との関係でより慎重な判断をしなければならない案件については、必要に応じ関係市町村の、また他法令に関連ある時は関係部課等の協力を求める。

(8) 連絡協議会への提案

前各号の事項につき審査を完了したときは、その処分に先立ちすみやかに「連絡協議会」に提案（様式第12号、様式第12号の2）し相互に意見調整を行う。

(9) 認可手続き等

① 認可内定

採取計画を認可することが適当と認められる場合は、認可に先だって申請者に対し内定（様式第13号）の通知を行い、申請者に採取予定地内に第三者が立ち入ることのないよう防護柵・危険標示を設置させ、設置後速やかに防護柵等設置報告書（様式第13号の2）をもって報告させる。ただし、同一区域において砂利の採取・洗浄を継続して行う者であって、（7）の現地調査の際これらの災害防止措置について確認済の場合については、認可内定を省略することができる。

② 認可

ア 採取計画が法第19条に規定する認可の基準に抵触せず、他法令等との調整が完了したときは、速やかに認可する。

なお、認可の内定を行ったときは、防護柵等設置報告書の提出があった後に認可する。

イ 認可の指令書（様式第14号）を申請者に交付し、直ちに砂利採取計画認可台帳（様式第14号の2）により整理する。

なお、法第31条第1項の規定に基づき条件を附する場合は、認可通知書に記載する。

③ 不認可

審査の結果認可してはならない場合には、その理由を付し申請人に不認可の指令書（様式第15号）を交付する。

④ 関係機関への通報

認可・不認可の処分をしたときは、関係市町村長、採取場所を管轄する警察署長及び土木事務所長または工事事務所長に対しその旨通報（様式第16号）する。

(10) 砂利採取廃止届

認可業者は、当該砂利採取場における砂利の採取を廃止しようとするときは、認可された採取計画に従い跡地が処理されたことを証する写真・図書等を添付のうえ、砂利採取廃止事前確認届書（様式第17号）を提出しなければならない。

なお、採取場の廃止状況が当該認可計画と異なる場合は、修正した図面を添付しなければならない。

本課又は県民センター（以下「認可主管課」という。）は、砂利採取廃止事前確認届書の提出があった場合は、現地調査を行い、災害が発生する恐れのないことを

確認する。

認可業者は、認可主管課の現地調査による確認を受け、災害が発生する恐れがないと認められたときは、協同組合と共同で法第24条の規定に基づき砂利採取廃止届書（様式第18号）を提出しなければならない。

砂利採取廃止届出書を受け取った認可主管課は関係市町村長、採取場所を管轄する警察署長及び土木事務所長または工事事務所長等に当該届出書を受理した旨通知するとともにその写しを送付する。

12 採取計画の変更認可等

（１） 申請（変更認可申請手数料……条例第２条別表第１または別表第１の２の右欄）

認可業者が、その認可を受けた採取計画を変更しようとするときは、法第20条の規定により採取計画変更認可申請書（様式第９号の２）を提出しなければならない。

なお、採取期間の変更については、原則として６ヶ月以内とし、その他の変更については、当初の認可期間内とするほか、真にやむを得ないと認められる場合を除き、採取区域の拡大は原則として認めないものとする。

ただし、当該変更によって当該変更に係る採取計画に関し新たに災害が発生する恐れがないもので、知事が認める変更（以下「軽微な変更」という。）についてはこの限りでない。

なお、軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届書（様式第９号の３）を提出しなければならない。

また、本課へ当該申請を行なうにあたっては受取希望申請書（様式第27号）を併せて提出しなければならない。

（２） 氏名等の変更届

認可業者は、氏名又は名称、住所等に変更があったときは法20条第３項の規定により氏名等変更届書（様式第19号）を提出しなければならない。

第４章 監督指導

13 監督

（１） 監督処分

認可主管課は、採取計画が認可基準に抵触することとなったときや、砂利採取により災害の発生のおそれがあると判断したとき、法や認可の条件に違反する砂利採取が行われたときは、次の命令等を行うことができる。

関係条文	処 分	要件等	内容
第22条	変 更 命 令 (様式第20号)	ア 事情変更により採取計画が認可基準に抵触することとなったとき、またはそのおそれがあるとき イ 緊急性は高くはない。	採取計画の変更認可の申請を義務づける。

第23条	緊急措置命令 (第1項) (様式第21号)	災害防止のため緊急の必要がある場合であって変更命令では間に合わない場合	直ちに災害防止に必要な措置を講じるか、採取を停止することを命じる。
	法違反措置命令 (第2項) (様式第22号)	ア 無登録業者(法第3条違反)、無認可採取者(法第16条違反)又は採取計画外採取者(第21条違反)に対するもの。 イ 緊急であるか否かは関係なし。	必要な措置を講ずることを命じる。
第26条	認可の取消し等 (様式第23号)	採取計画外採取者、上記の命令違反者、認可の条件違反者に対するもの。	採取計画の認可を取消す、又は砂利採取の停止(6ヶ月以内)を命じる。

(2) 認可の失効

法第25条の規定により、砂利採取場における採取を廃止したときは当該砂利採取場の、又は法第12条第1項の規定により登録を取り消されたときは当該業者の本県内のすべての砂利採取場の採取計画の認可はその効力を失う。

(3) 認可の取消し等

認可業者に対し、法第26条の規定により採取計画の認可の取消し又は6ヶ月以内の期間を定めてその認可に係る砂利採取場における砂利採取の停止処分をしようとするときは、法第38条の規定により公開による聴聞を行ったうえで、本人に通知(様式第23号)する。

(4) 鉱業権者との協議

砂利採取業を行う土地の区域と鉱区とが重複するときは、法第30条第1項の規定により砂利採取業者と鉱業権者が事業の実施について協議でき、もし協議ができず、又は協議がととのわないときは、登録業者は法第30条第2項の規定により準用する採石法(昭和29年法律第291号)第34条第2項の規定により関東経済産業局長の決定を申請することができる。

(5) 帳簿の記載

認可業者は法第32条の規定により帳簿(様式第24号)を備え、採取計画規則第8条第1項各号に定める事項を記載しなければならない。

(6) 報告の徴収等

知事は法第33条及び施行令第2条の規定により、法の施行に必要な限度において、次の者に対しその業務に関し監督上必要な報告を徴することができる。なお、無登録及び無認可の者も対象である。

- ① 本県の区域内において砂利採取業を行う者
- ② 河川区域等以外の区域において砂利の採取を業として行う者

(7) 立入検査等

法第34条第2項の規定に基づく立入検査は、「砂利採取法・採石法に基づく立

入検査に係る留意事項」に従いこれを行うこと。その対象となる者は、報告の徴収等と同じ、対象となる場所は、事務所、砂利採取場その他その業務を行う場所である。

第5章 他行政機関との関係

14 趣旨

本法の施行については、他の行政機関の行う行政事務との関連性が多く、このためこれらとの整合性を保つ必要があるので、本法の条文でこれらの場合を規定している。

15 関係機関への通報等（法第36条関係）

通報者	通 報 事 項	通 報 先
1 河川管理者 （都道府県知事を除く。）	砂利採取業者について、河川区域等において法第16条の規定に違反して無認可で砂利の採取を行っているときもしくは法第26条の規定により認可取消し又は砂利採取の停止の処分をしたとき。	当該砂利採取業者について、法第3条の登録をした当該河川区域を管轄する都道府県知事
2 茨城県知事	法第12条第1項の規定による登録の取消しをしたとき。	法第16条の認可をした河川管理者（都道府県知事を除く。）
3 茨城県知事 又は 河川管理者	（1） 法第16条の規定による砂利採取計画の認可申請があったとき及びこれについて認可、不認可の処分をしたとき （2） 法第20条第1項の規定による砂利採取計画の変更認可申請があったとき（ただし変更の内容が、採取する砂利の数量の増又は砂利採取期間の延長の場合に限る）及びこれについて認可、不認可の処分をしたとき。	関係市町村長

16 市町村長からの要請（法第37条関係）

要 請 者	要 請 事 項	要 請 先	知 事 の 執 る べ き 事 項
市町村長 （砂利採取 場の存する 市町村長及 びその隣接 市町村長）	砂利の採取に伴う災害の発生するおそれがあると認められ必要な措置を講ずる必要があるとき。 なお、災害が発生するおそれについては具体的な事実を記載すること。	茨城県知事	必要な調査を行い災害の防止に努める。 なお、その意見を十分検討して参考としたうえで必要があると認められるときには、 ・採取計画認可申請書の補正 ・認可採取計画の変更命令（法第22条） ・緊急措置命令等（法第23条） ・採取計画の不認可（法第16条） ・採取計画の認可取消又は採取の停止（法第26条） 等必要な措置を講ずる。

17 その他

- （１） 砂利採取行為に関し、他の法令により他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、当該法令担当部課と連絡協議を行い、その協議が成立したうえで処理すること。
- （２） 農地における砂利採取行為については、農地法の規定による転用の許可と採取計画の認可との整合性を保つため、転用許可申請と採取計画の認可申請とを同時に行わせること。
- （３） 河川区域以外の区域について知事が砂利採取計画の認可（法第20条第1項の採取計画の変更の認可及び法第22条の変更命令を含む。）をする場合においては、次の機関と協議すること。
 - ① 河川の管理に影響を及ぼすおそれがあるとき又はその砂利採取場の区域が河川法第56条第1項に規定する河川予定地に含まれるときは河川管理者
 - ② 農業に影響を及ぼすおそれがあるとき（砂利採取場が農地又は農業用施設と接しているとき等）は農地担当部課

第6章 聴聞

18 聴聞

法第12条第1項又は法第26条の規定による処分をするときには、法第38条の規定に基づく公開による聴聞を行わなければならないが、実施にあたっては、手続法第15条から第28条まで、採取計画規則第12条から第20条まで、手続条例第15条から第26条まで、茨城県聴聞規則（平成6年茨城県規則第82号）、手続法及び行政手続法施行令並びに茨城県聴聞規則の施行について（平成6年9月30日付け人第718号総務部長通知）の規定による。

第7章 報告

19 業務状況報告

認可業者は、毎年4月末日までに、採取計画規則第9条の規定による砂利採取事業の業務状況（提出する年の前年の4月1日から提出する年の3月31日までの1年間）について、経済産業大臣に報告しなければならない。

20 毎四半期砂利採取法施行状況報告

県民センターは、四半期毎（4月～6月、7月～9月、10月～12月、1月～3月）の認可状況を、各期終了の翌月10日までに本課に報告（様式第25号）する。

21 事故・災害報告

- （1） 砂利採取業者は、砂利採取に起因する事故・災害等が発生したときは、速やかにその旨を様式第26号により認可主管課へ報告しなければならない。
砂利採取に起因する事故・災害等とは、砂利採取場内で発生した事故、堆積場の崩落、土地の陥没、汚濁水や廃土石の場外流出、地震や台風等の自然災害による被害等をいう。
- （2） 認可主管課は、砂利採取に起因する事故・災害等の発生情報を入手したときは、現地調査等により、原因の究明に努めるとともに必要な措置を講ずる。
- （3） 県民センターは、事故の概要及び措置事項等を本課へ報告する。

付 則

この要領は、昭和60年5月1日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の前に砂利採取計画の認可の申請を受理された者については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要領は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の前に砂利採取計画の認可の申請を受理された者については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要領は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の前に砂利採取計画の認可の申請を受理された者については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要領は、平成15年8月19日から施行する。
- 2 この要領の施行の前に砂利採取計画の認可の申請を受理された者については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の前に砂利採取計画の認可の申請を受理された者については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要領は、平成24年6月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の前に砂利採取計画の認可の申請を受理された者については、なお従前の例による。

付 則

この要領は、平成27年12月26日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の前に砂利採取計画の認可の申請を受理された者については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要領は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の前に砂利採取業の登録の申請、砂利採取業務主任者の合格証再交付申請書、砂利採取計画の認可の申請及び変更の認可の申請を受理された者については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要領は、令和7年7月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に砂利採取業の登録事項の変更、砂利採取業務主任者の合格証再交付申請書を受理されたものについては、なお従前の例による。

別表 1

砂利採取業の登録に係る申請については、下記の書類を添付し、1部提出すること。

- ア 誓約書（様式第1号の1）（登録申請者用）
- イ 誓約書（様式第1号の2）（業務主任者用）
- ウ 砂利採取業務主任者に関する証明書（様式1号の3）
- エ 雇用していることの証明書類
（源泉徴収票の写し、労災保険掛金台帳の写し、従業員のための保険証書の写し、雇用契約書の写し 等）
- オ 砂利採取業務主任者試験合格証（正本）：登録後に返却
- カ 申請者（法人の場合はその役員）及び砂利採取業務主任者の生年月日、性別を証する書面（住民票（原本：個人番号のないもの）、健康保険証の写し等（業務主任者は住民票を提出すること））
- キ 登録事項証明書（法人の場合）

注： 登録申請者若しくは法人の役員が業務主任者の場合は「オ」の添付は必要ありません。

別表 2

砂利採取業の登録に係る登録事項変更届については、下記の書類を正本 1 部、副本 1 部提出すること。

1 砂利採取業務主任者の変更

- (1) 新たな砂利採取業務主任者が役員でない場合
 - ア 登録事項変更届（様式第 4 号）
 - イ 誓約書（様式第 1 号の 2）（業務主任者用）
 - ウ 砂利採取業務主任者に関する証明書（様式 1 号の 3）
 - エ 雇用していることの証明書類
 - 例・源泉徴収票の写し
 - ・労災保険掛金台帳の写し
 - ・従業員のための保険証書の写し
 - ・雇用契約書の写し等のいずれかを添付すること。
 - オ 砂利採取業務主任者試験合格証（正本）登録後に返却する。
 - カ 砂利採取業務主任者の生年月日、性別を証する書面（住民票（原本：個人番号のないもの）、健康保険証の写し等（業務主任者は住民票を提出すること））
- (2) 新たな砂利採取業務主任者が役員の場合
- 上記ア～カに加えて
- キ 誓約書（様式第 1 号の 1）（登録申請者用）

注：1. 登録申請者若が業務主任者の場合は「エ」の添付は必要ありません。

2. 登録法人の役員が業務主任者の場合は「エ」の添付は必要ありませんが、「キ 誓約書（様式第 1 号の 1）（登録申請者用）」及び「ク 登録事項証明書」の添付が必要です。

2 代表者の変更

- (1) 登録事項変更届
- (2) 誓約書（様式第 1 号の 1）（登録申請者用）
- (3) 登録事項証明書
- (4) 新たな代表者の生年月日、性別を証する書面（住民票（原本：個人番号のないもの）、健康保険証の写し等）

3 役員の変更

- (1) 登録事項変更届
- (2) 誓約書（様式第 1 号の 1）（登録申請者用）
- (3) 登録事項証明書
- (4) 新たな役員の生年月日、性別を証する書面（住民票（原本：個人番号のないもの）、健康保険証の写し等）